

(様式3) 情報提供用シート 一関市

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
7月27日	骨寺村荘園遺跡の世界遺産への拡張登録について	<p>骨寺村荘園遺跡は世界遺産への拡張登録を目指し、この10年間、調査研究を集中的に実施してまいりました。</p> <p>骨寺村荘園遺跡は、既に世界文化遺産となっている「平泉」の価値を更に高めるものと確信しており、拡張登録することで、平泉の歴史文化がより一層広く認められることにもつながります。</p> <p>今年5月には、地域住民の総意として、地元団体から市・県へ「骨寺村荘園遺跡の世界遺産拡張登録への取り組みの強化を求める決議書」の提出がありました。この決議書には、世界遺産登録を信じ、国・県の要請に従って日常生活の利便性や農業生産の効率性などを犠牲にしてまで遺跡の保存や景観保全に協力し、平成17年から土水路整備や田植え・稲刈りなどの農業体験、中尊寺米納めなどの様々な活動を継続して行ってきた地域住民の思いが込められております。</p> <p>ついで、令和4年度には県と関係市町において推薦資産を決定し文化庁へ推薦書素案を提出することから、骨寺村荘園遺跡の世界遺産拡張登録実現のため、地域住民の思いを十分に踏まえ、骨寺村荘園遺跡が推薦書素案に盛り込まれるよう取り組むことを要望し</p>	<p>「平泉の文化遺産」の世界遺産拡張登録については、これまで、平成25年から5か年にわたり資産の調査研究を行い、平成30年からは、拡張登録の実現のため、具体的な価値証明や保存管理に関する課題への対応に向けた調査研究に、集中的に取り組んできたところです。</p> <p>その間、地域住民の皆様による理解と協力により、関連資産として適切な保存管理が行われてきたことに加え、令和3年9月に開催された骨寺村荘園遺跡研究集会では、骨寺村荘園遺跡について、国内研究者から、「平泉」を補完し得る遺産として位置づけられるのではないかとといった意見があるなど、一定の成果が認められています。</p> <p>一方で、世界遺産登録に向けては、浄土思想との具体的な関係性の明確化や、文化的景観の価値と世界遺産としての評価が十分に一致しないなどの専門家からの意見があるなど、課題の解決が求められているところです。</p> <p>令和4年度においても、引き続き、課題解決に向けた取組を継続するとともに、推薦書案の提出に向けた準備を進めており、「平泉の文化遺産世界遺産拡張登録検討委員会」における専門家の意見を踏まえながら、関係市町と</p>	県南広域振興局	経営企画部	B:1

		ます。	連携し、世界遺産拡張登録の実現に向けて取り組んでいきます。(B)			
7月27日	<p>新型コロナウイルス感染症対策について</p> <p>(1) PCR等無料検査の継続について</p>	<p>県においては、新型コロナウイルスの感染に不安がある方を対象とした一般検査事業を令和4年7月31日まで、また、ワクチン検査パッケージ等を活用する方を対象とした定着促進事業を令和4年8月31日までとして、PCR等無料検査を実施しております。</p> <p>しかしながら、いつ、どこで、誰が新型コロナウイルス感染症に感染してもおかしくない状況が続いており、これまでも、新たな変異株の出現などにより感染拡大の波が繰り返されている状況から、引き続き感染状況を注視していく必要があります。</p> <p>については、感染拡大傾向時に限らず、市民の感染不安の低減を図るとともに、感染拡大を抑制し安定的な社会経済活動を継続するため、当面の間、PCR等無料検査による一般検査事業を継続して実施するよう要望します。</p>	<p>感染不安を感じている方に対するPCR等の無料検査については、県内における新型コロナウイルス感染症の感染状況等に鑑み、令和5年2月末まで延長することとしました。</p> <p>3月以降の実施については、県内の感染状況等を踏まえ、国と協議のうえ検討していきます。(B)</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	B : 1
7月27日	<p>新型コロナウイルス感染症対策について</p> <p>(2) 保健所体制の強化について</p>	<p>令和4年1月以降、県内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、最前線で感染症の対応をしている保健所の業務が急増しております。</p> <p>については、今後、新たな変異株による急速な感染拡大という場面を迎えても保健所の安定的な業務運営が果たされるよう、保健所の人員体制を早急に強化するよう要望します。</p>	<p>保健所の人員体制強化については、感染拡大が見られた令和2年度以降、保健所保健課の職員を13名増員し、各保健所の人員体制強化を行ってきたところです。</p> <p>また、各保健所で保健師が積極的疫学調査や健康観察等の業務に専念できるよう、検体搬送業務や患者搬送業務を保健課以外の職員が担うなど、保健課への業務支援に取り組んでいます。</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	B : 1

			<p>オミクロン株の感染拡大により患者数が大幅に増加した第6波への対応にあたっては、各広域振興局において、患者搬送等の業務に加え、事務職員が積極的疫学調査に従事するなど、業務支援の強化を図ったところです。</p> <p>また、本庁においても、令和3年6月に設置した保健所支援本部の体制を強化し、1日当たり最大25名の職員等の配置により、令和4年5月末までに延べ2,259名の職員等が積極的疫学調査等の業務に従事したほか、令和4年2月に設置し、保健所から依頼を受けた自宅療養者の健康観察業務を担う「いわて健康観察サポートセンター」については、令和4年4月25日以降、業務を外部委託し、職員のマンパワーを積極的疫学調査に振り向けるなど、様々な方法により保健所への支援を行っているところです。</p> <p>今後においても、感染拡大による業務の増加に対応するため、適時適切に人員体制強化や全庁的な業務支援を行っていきます。(B)</p>			
7月27日	<p>新型コロナウイルス感染症対策について</p> <p>(3) 社会経済活動の回復に向けた対策について</p>	<p>長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、地域経済の停滞が著しいことから、中小企業者は厳しい経営環境が続いております。</p> <p>感染対策に取り組みながら事業を継続している中小企業者や個人事業者が、将来に展望が持てるような実効性のある対策を講じるとともに、社会経</p>	<p>県では、毎年、国の次年度予算に関し、各省庁に対して要望活動を行っており、今年度は、「新型コロナウイルス感染症に係る中小企業者等への支援」として、G o T o E a t 事業やG o T o トラベル事業等の需要喚起策の促進や国際観光を推進していくための</p>	県南広域振興局	経営企画部	B : 1

		<p>済活動の回復に向けた取組を強力に推進することについて国に対し働きかけるよう要望します。</p>	<p>新たな交付金制度の創設などを要望しています。</p> <p>また、社会経済活動の回復に向けて、飲食業の需要喚起策として、「いわて飲食店安心認証制度」の認証を受けた参加飲食店で利用できるプレミアム付き食事券を発行し、感染対策に取り組む事業者を応援する「いわての食応援プロジェクト2022」を令和4年5月から12月まで実施したほか、観光需要の喚起策として、令和3年4月から「いわて旅応援プロジェクト」を実施し、令和4年11月からは貸切バス・貸切タクシーの利用促進のための運賃・料金の補助を実施しました。</p> <p>なお、令和5年度においては、民間事業者、商工団体、組合等が行う飲食店や商店街の利用を促進する事業への補助に係る予算額を拡充し、売上の回復を支援することとしています。</p> <p>(B)</p>			
7月27日	<p>新型コロナウイルス感染症対策について</p> <p>(4) 市民生活を守るための取組の推進について</p>	<p>新型コロナウイルス感染症によって、収入が減少し生活が困窮するなど市民生活への影響が長期に及んでおります。</p> <p>については、経済的な負担が増加しているひとり親世帯をはじめとした生活困窮世帯への支援の充実を図り、市民生活の維持・回復に向けた取組を強力に推進することについて国に対し働きかけるよう要望します。</p>	<p>県では、これまで、新型コロナウイルス感染症の影響により生活が苦しい方を支援するため、住居確保給付金の対象拡大や生活福祉資金の特例貸付の実施、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の給付を行ったほか、令和4年度は、食料等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、国の子育て世帯生活支援特別給付金を給付することとしたところです。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>B : 1</p>

			<p>物価高騰等の影響もあることから、全国知事会の提言を通じ、国に対し、生活再建を最優先に考えた償還免除要件の見直しを行うとともに、償還猶予制度の積極的な活用を推進するよう要望しています。</p> <p>また、生活が困難な方への償還期間中の相談対応や支援の中心となる自立相談支援機関の就労・家計改善支援機能の強化に対する財政支援の継続についても要望しているところです。</p> <p>引き続き感染拡大の状況や社会経済情勢を注視しながら、必要に応じて国への働きかけを行っていきます。</p> <p>併せて、民間団体や行政機関と連携し、地域の生活困窮者支援に関する連携体制を検討するプラットフォームを整備して、地域の実情に応じた官民連携によるセーフティネットの構築を進めていきます。（B）</p>			
7月27日	<p>新型コロナウイルス感染症対策について</p> <p>(5) 地方負担への財政支援について</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策に係る地方負担への財政支援について、県が行う事業の追加、支援の対象の拡充、補助率のかさ上げ等、さらなる財政支援を措置するとともに、一層の財政支援策を講じることについて国に対し働きかけるよう要望します。</p>	<p>国が措置している新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により、自治体において令和4年度事業を実施しています。</p> <p>県としては、国が実施する事業に係る地方負担はもとより、地域の実情に応じて行う地方単独事業についても、財政運営に支障が生じることのないよう、必要な額の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の確保とともに、事業に必要な額の確保、財政基盤の弱い自治体に対する重点的な配</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B : 1</p>

			分及び令和5年度以降も取組が必要となることを見据えた柔軟な運用について、国に対して要望しているところであり、引き続き、全国知事会等とも連携しながら、一層の財政支援について働きかけていきます。(B)			
7月27日	1 国際リニアコライダー(ILC)の実現について (1) 国に対し、資金の分担や研究参加に関する国際調整等を速やかに進め、日本誘致の意思を早期に国内外に表明するよう働きかけること	ILCの誘致に関しては、令和3年度に行われた文部科学省による第2期有識者会議において、ILC準備研究所段階への移行は「時期尚早」との見解が示されたものの、素粒子物理学及びその基盤となる加速器科学の分野は、日本が世界的に高いプレゼンスを有する基礎科学分野であり、今後とも世界をリードする研究成果を創出し、本分野を振興していくことが期待されると評価されたところであり、ILCの建設が実現すれば、世界最先端の研究を行う人材が定着し、高度な技術力に基づくものづくり産業を更に成長発展させ、日本再興に大きく寄与するばかりではなく、国際的なイノベーション拠点の形成等が進み、世界に開かれた地方創生の実現が期待されます。 については、ILCの東北での早期実現に向け、次の事項について要望します。 記 (1) 国に対し、資金の分担や研究参加に関する国際調整等を速やかに進め、	国際リニアコライダー(ILC)はその学術的な価値だけではなく、科学技術立国と科学外交の実現、高度な技術力に基づくものづくりの競争力強化、人づくり革命の促進、国際的なイノベーション拠点の形成等による世界に開かれた地方創生、東日本大震災津波からの創造的復興等につながる多様な価値を有していることから、これまでもその実現に向けて県内はもとより、東北ILC推進協議会など多くの関係団体等と連携しながら、東北一丸となって様々な活動を推進してきたところです。 現在、IDT(国際推進チーム)において、国際協働研究・政府間協議に向けた取組が進められており、県ではこうした状況を踏まえ、令和4年6月の「令和5年度政府予算等に関する提言・要望」に続き、11月にも、以下の事項について要望を行いました。 1 国際協力による加速器の研究開発費等の予算を確実に確保すること 2 関係省庁横断による連携を強化し、国家プロジェクトとして政府全体で推進すること	県南広域振興局	経営企画部	B : 1

		<p>日本誘致の意思を早期に国内外に表明するよう働きかけること</p>	<p>3 日本政府が主導し、国際的な議論を更に推進すること</p> <p>令和5年度の政府予算案においては、ILC関連予算として令和4年度比で倍増となる9.7億円の予算が計上されたところであり、今後とも関係団体等との連携を図りながら、国家プロジェクトとして、政府全体で推進するよう引き続き国への働きかけを行っていくほか、受入環境整備に向けた取組やILC実現の機運醸成などに取り組んでいきます。(B)</p>			
7月27日	<p>1 国際リニアアクライダー(ILC)の実現について</p> <p>(2) 県が担う役割、関係自治体が担う役割を明確に示した上で、ILC東北マスタープラン等に基づく受入れに向けた一層の取組を進めること</p>	<p>(2) 県が担う役割、関係自治体が担う役割を明確に示した上で、ILC東北マスタープラン等に基づく受入れに向けた一層の取組を進めること</p>	<p>県では、ILCの実現及びILCの多様な効果の地域への波及に向け、いわて県民計画(2019~2028)に掲げるILCプロジェクトを推進しており、令和元年に策定した「ILCによる地域振興ビジョン」に基づき、受入準備、関連産業の振興や人材育成等の取組を進めているところです。</p> <p>また、貴市及び本県を含む関係自治体、大学等で構成する東北ILC事業推進センターにおいては、建設候補地周辺の道路等社会基盤や生活環境の整備方針など建設に必要な条件整備等について、ILC東北マスタープランも踏まえ、実務レベルでの調査検討等を進めており、今後も、それぞれの役割分担のもと、受入れに向けた取組を進めていきます。</p> <p>県としては、同センターをはじめ、県内市町村や高エネルギー加速器研究</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B : 1</p>

			機構（KEK）など、関係団体等と連携を図りながら、ILCの実現に向け取り組んでいきます。（B）			
7月27日	<p>2 道路等の整備及び治水対策の促進について</p> <p>(1) 国道4号の4車線化について</p> <p>① 高梨交差点から一関大橋北交差点までの交通事故対策事業の早期完成</p>	<p>国道4号は、物流や観光などの活動を推進し、分散型社会の構築に向けて欠かすことのできない重要なインフラであり、一関市内では国道284号、342号、457号及び主要地方道一関北上線等の東西幹線道路が接続する主要幹線道路となっております。</p> <p>産業面においては、国道4号沿線にあるトヨタ自動車東日本(株)の岩手工場（岩手県金ケ崎町）と宮城大衡工場（宮城県大衡村）を核として、岩手県南地域、宮城県北地域を中心に、自動車関連産業が集積し、国道4号を物流路線としたサプライヤー間の部品輸送が多く行われております。</p> <p>また、世界文化遺産「平泉」を核とし、当市の観光資源を組み合わせた周遊観光ルートの形成により、交流人口の拡大を目指しているところです。</p> <p>については、産業振興、観光振興をより一層推進するため、下記の事項について国に対し働きかけるよう要望します。</p> <p>記</p> <p>① 高梨交差点から一関大橋北交差点までの交通事故対策事業の早期完成</p>	<p>県では、要望の区間のうち、高梨交差点が混雑による追突事故が多発している主要渋滞箇所と認識しています。このため、令和5年度政府予算提言・要望において、高梨交差点から一関大橋北交差点までの交通安全対策事業の推進について国に要望したところであり、今後も国へ働きかけていきます。（B）</p>	県南広域振興局	土木部	B：1
7月27日	(1) 国道4号の4車線化について	② 大槻交差点以北（平泉バイパス境まで）の4車線拡幅整備	<p>県では、内陸部における物流の円滑化や地域間の交流・連携を促進し、快適・安全な生活を支える道路として、</p>	県南広域振興局	土木部	B：1

	② 大槻交差点以北（平泉バイパス境まで）の4車線拡幅整備		一般国道4号の整備の重要性を認識しています。このため、令和5年度政府予算提言・要望において、大槻交差点以北（平泉バイパス境まで）を含む一般国道4号の4車線化について国に要望したところであり、今後も国へ働きかけていきます。（B）			
7月27日	(1) 国道4号の4車線化について ③ 高梨交差点以南の4車線拡幅整備	③ 高梨交差点以南の4車線拡幅整備	県では、内陸部における物流の円滑化や地域間の交流・連携を促進し、快適・安全な生活を支える道路として、一般国道4号の整備の重要性を認識しています。このため、令和5年度政府予算提言・要望において、高梨交差点以南を含む一般国道4号の4車線化について国に要望したところであり、今後も国へ働きかけていきます。（B）	県南広域振興局	土木部	B：1
7月27日	(2) 一関遊水地事業と一体となった磐井川堤防の早期完成（JR磐井川橋梁）について	<p>国では、北上川の一関遊水地や宮城県境までの狭隘地区で治水対策を進めており、その一環として、中心市街地を流れる磐井川でも堤防整備が進められております。</p> <p>一関遊水地事業は終盤を迎え、水門など各種施設の整備が進み、完成が見えつつある状況です。</p> <p>しかしながら、磐井川の堤防については、JR東北本線磐井川橋梁部分の高さが不足しており、橋梁の架け替え対策が未だ取られていない状況であります。</p> <p>については、一関遊水地と磐井川堤防が一連となった治水安全度を確保するため、JR東北本線磐井川橋梁の早期</p>	<p>JR東北本線磐井川橋梁は、磐井川の流量に対しては十分な安全度を確保しているところですが、北上川の背水の影響については、おおむねの安全度を確保しているものの、径間長、桁下高等が河川管理施設等構造令を満足していない橋梁と聞いています。</p> <p>国からは、橋梁架替等について、県道等の周辺施設に影響を及ぼすことが懸念されるため、事業の優先度やコストの観点を踏まえ、引き続き、関係機関と協議を進めていくと聞いています。</p> <p>直轄管理区間の河川整備については、県としても重要な課題であり、国</p>	県南広域振興局	土木部	B：1

		架け替えを国に対し働きかけるよう要望します。	に対し整備促進の要望を行っていきます。(B)			
7月27日	(3) 国道343号新笹ノ田トンネルの整備について	<p>国道343号は、内陸と重点港湾である大船渡港を結ぶ物流ルートであるとともに、内陸と沿岸の観光拠点を結ぶ広域観光ルートとして重要な路線であります。陸前高田市と一関市の境にある笹ノ田峠は、幅員狭小や急峻(きゅうしゅん)な山地を越えなければならない地理的条件から交通の難所となっております。</p> <p>過去には、土砂災害による長期間の車両通行止めが発生し、交通に多大な支障をきたしました。冬期の積雪・路面凍結時においては、車両の通行が困難となることから、国道284号へ大きく迂回するなど、内陸と沿岸を繋ぐ路線としての機能が十分に発揮されておられません。</p> <p>交通の安全確保と物流、観光ルート及び災害時の緊急輸送道路として、国道343号新笹ノ田トンネルの整備は急務であり、事業費の多寡のみで判断するのではなく、着実な進展が必要であります。</p> <p>平成26年度には、新トンネルの実現に向けて、署名活動が展開され、一関市及び陸前高田市において、合わせて9万人を超える署名が寄せられたところであります。これらの署名に加え、他の沿線自治体からも早期事業化について強い要望があったところです。</p>	<p>一般国道343号は、岩手県新広域道路交通計画において、「一般広域道路」に位置付けており、沿岸地域の復興を支援するとともに、安全・安心な暮らしを支え、東日本大震災津波伝承館と平泉の世界遺産を結ぶ広域的な観光振興などにも資する重要な路線であると認識しています。</p> <p>こうしたことを踏まえ、笹ノ田峠周辺は複数の断層の存在など、複雑な地質状況であることを確認したことから、新たなトンネルを整備する必要性や効果、技術的課題などについて、専門的な見地から助言をいただく会議を令和5年3月に設置し、より具体的な検討を進めていきます。(C)</p>	県南広域振興局	土木部	C : 1

		<p>については、国道343号新笹ノ田トンネルの整備に必要な調査事業を早期に実施し、事業化に向けた県の方向性を示すよう要望します。</p>				
7月27日	<p>(4) 広域連携に資する幹線道路網の整備について</p> <p>① 国道284号の室根町高沢地内の主要地方道本吉室根線との交差点の右折レーン設置</p>	<p>まちづくりを効果的に進めるためには、一つの自治体のみで施策を実施するよりも、関係する自治体と協力、連携しながら進めることにより、大きな成果を得ることが可能となります。</p> <p>当市では、同じ通勤エリア、医療圏、文化圏などを共有する近隣自治体との協力、連携が重要であるとの認識のもと、平泉町、宮城県栗原市、登米市と連携し、課題解決に取り組んでいるところであります。</p> <p>また、陸前高田市や宮城県気仙沼市などとの交流の活発な圏域づくりを目指しており、県境付近に広域的ネットワーク機能を果たす幹線道路網の整備が必要となります。</p> <p>近年、国内各地において、台風による大雨や水害などが頻発しており、その被害は以前にも増して甚大となっていることから、非常時において、隣接する自治体間を結び、輸送路・避難路として安定して機能する幹線道路網の整備は急務であります。</p> <p>については、県際連携や、安全安心で災害に強いまちづくりを進めるため、次の事項について要望します。</p> <p>記</p>	<p>要望の箇所については、早期の事業化は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C : 1</p>

		① 国道284号の室根町高沢地内の主要 地方道本吉室根線との交差点の右折 レーン設置				
7月27日	(4) 広域連携 に資する幹 線道路網の 整備につい て ② 国道284 号の高規格 化及び三陸 沿岸道路へ 円滑に直結 する道路の 整備に向け た宮城県へ の働きかけ	② 国道284号の高規格化及び三陸沿岸 道路へ円滑に直結する道路の整備に 向けた宮城県への働きかけ	一般国道284号は、沿岸地域と内陸地 域を結ぶ物流や産業振興を支える重要 な路線と認識しており、これまで室根 バイパスや石法華工区において、整備 を進めてきたところです。 一般国道284号の高規格化について は、令和3年6月に策定した岩手県新 広域道路交通計画においては、一般国 道284号を「一般広域道路」として位置 付けたところであり、拠点都市間の連 携強化を図っていくこととしていま す。(C) また、三陸沿岸道路へ円滑に直結す る道路の整備に向けた宮城県への働き かけについては、要望があったことを 宮城県へ伝えました。(B)	県南広域 振興局	土木部	B : 1 C : 1
7月27日	(4) 広域連携 に資する幹 線道路網の 整備につい て ③ 国道342 号花泉バイ パス以南か ら宮城県境 までの早期 整備	③ 国道342号花泉バイパス以南から宮 城県境までの早期整備 (整備済みの白崖地区を除く)	一般国道342号花泉バイパス以南につ いては、令和4年3月に白崖地区を全 線供用開始したところです。 要望の区間については、早期の整備 は難しい状況ですが、交通量の推移や 公共事業予算の動向等を見極めながら 総合的に判断していきます。(C)	県南広域 振興局	土木部	C : 1
7月27日	(4) 広域連携 に資する幹	④ 国道456号宮城県境付近のトンネル 化の早期実現	一般国道456号の宮城県境七曲峠付近 については、早期の整備は難しい状況	県南広域 振興局	土木部	C : 1

	<p>線道路網の整備について</p> <p>④ 国道456号宮城県境付近のトンネル化の早期実現</p>		<p>ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>			
7月27日	<p>(4) 広域連携に資する幹線道路網の整備について</p> <p>⑤ 主要地方道本吉室根線津谷川本宿地区の整備促進</p>	<p>⑤ 主要地方道本吉室根線津谷川本宿(つやがわもとしゆく)地区の整備促進</p>	<p>主要地方道本吉室根線津谷川本宿地区については、令和2年度に「津谷川工区」として事業化し、令和4年度は、用地交渉を進めてきたところです。今後とも地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。(A)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>A : 1</p>
7月27日	<p>(4) 広域連携に資する幹線道路網の整備について</p> <p>⑥ (仮称)栗原北上線の県道昇格</p>	<p>⑥ (仮称)栗原北上線の県道昇格</p>	<p>県道認定については、これまでも市町村間を結ぶ道路など道路法に規定する認定要件を具備したものについて、市町村道と県道との交換を原則として県道に認定してきたところです。</p> <p>要望のあった路線については、道路法上の認定要件及び県道と市道とのネットワークの在り方や県道として管理する必要性などを総合的に判断していきます。(C)</p> <p>なお、奥州市前沢から北上市までの32.6km区間については、平成28年4月1日に一般県道前沢北上線として供用開始しています。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C : 1</p>

7月27日	<p>(5) 幹線道路網の整備及び一級河川の整備促進について</p> <p>① 幹線道路網の整備</p> <p>(ア) 主要地方道一関大東線東山町柴宿から大東町流矢までの抜本的な改良整備</p>	<p>当市は、宮城県、秋田県、三陸沿岸への交通の要衝であり、この広域的な地域の観光交流人口の増加や物流道路としての機能強化を図るためには、各地域を結ぶ幹線道路網の整備が喫緊の課題であります。</p> <p>また、一関遊水地や宮城県境までの狭隘地区など、国が治水対策を進めておりますが、地域の治水安全度の向上を図るためにも、県管理河川区間における整備を併せて推進することが重要であります。</p> <p>ついでには、隣接市町村とのネットワーク機能の確保、安全安心で災害に強いまちづくりを進めるため、次の事項について要望します。</p> <p>① 幹線道路網の整備</p> <p>(ア) 主要地方道一関大東線東山町柴宿から大東町流矢までの抜本的な改良整備</p>	<p>要望の区間においては、生出地区及び流矢地区を生出工区として整備を進め、平成26年度に整備を完了したところです。</p> <p>同区間の抜本的な改良については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断してまいります。(C)</p>	県南広域振興局	土木部	C : 1
7月27日	<p>① 幹線道路網の整備</p> <p>(イ) 主要地方道一関北上線都市計画道路山目駅前釣山線の事業完了区間以北の早期事業化</p>	<p>① 幹線道路網の整備</p> <p>(イ) 主要地方道一関北上線都市計画道路山目駅前(やまのめえきまえ)釣山線(つりやません)の事業完了区間以北の早期事業化</p>	<p>都市計画道路山目駅前釣山線の中央町一丁目から宮前町までの区間については、平成30年度までに整備が完了しました。</p> <p>要望の区間については、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら判断してまいります。(C)</p>	県南広域振興局	土木部	C : 1
7月27日	<p>① 幹線道路網の整備</p>	<p>① 幹線道路網の整備</p> <p>(ウ) 一般県道折壁大原線</p>	<p>一般県道折壁大原線の大原払(はらい)川(がわ)地区から上川原(かみかわ</p>	県南広域振興局	土木部	C : 2

	(ウ) 一般 県道折壁大 原線	<ul style="list-style-type: none"> ・大原弘川(はらいがわ)地区から上川原(かみかわら)地区までの整備改良 ・国道284号から室根高原牧場間の未改良区間の改良整備 	<p>ら)地区間については、抜本的な改良は難しい状況ですが、令和2年度から、道路現況等の課題について地元との意見交換を進めているところです。</p> <p>(C)</p> <p>国道284号から室根高原牧場間の改良整備については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向を見極めながら総合的に判断していきます。なお、室根町折壁地区において、老朽化した大平橋の架け替え工事に着手する予定です。(C)</p>			
7月27日	② 国土交通 省直轄事業 と連携した 一級河川の 整備促進 (ア) 黄海川 堤防の改修	② 国土交通省直轄事業と連携した一級河川の整備促進 (ア) 黄海(きのみ)川堤防の改修	<p>黄海地区の北上川堤防は、昭和63年度から事業着手し、平成19年度までに計画高水位の高さで一連区間が概成していますが、県管理区間である支川の黄海川堤防については、北上川堤防に比べて低く、洪水時には北上川本川からの背水の影響が懸念される状況です。</p> <p>県が実施する河川改修事業については、未改修区間のうち、近年の洪水により家屋の浸水被害が発生した箇所や資産が集中している箇所を優先的に進めることとしています。</p> <p>黄海川では近年洪水による家屋浸水被害は発生しておらず、河川改修事業の早期導入は難しい状況ですが、治水機能を維持するために堆積土砂の撤去や支障木の伐採を行うほか、洪水の危険を早い段階で察知できるよう、水位やカメラ映像などの河川情報の提供に</p>	県南広域 振興局	土木部	C : 1

			<p>ついて引き続き実施していきます。 (C)</p> <p>また、国では、北上川合流点付近の樹木伐採を実施し、洪水時の北上川本川の水位低下を図るなど、引き続き、黄海川への背水の影響による氾濫リスクの軽減を図っていくと聞いています。</p>			
7月27日	<p>② 国土交通省直轄事業と連携した一級河川の整備促進 (イ) 滝沢川排水機場の整備</p>	<p>② 国土交通省直轄事業と連携した一級河川の整備促進 (イ) 滝沢川排水機場の整備</p>	<p>県内の河川改修事業については、近年の洪水により家屋の浸水被害が発生している区間や資産が集中している箇所等において、優先的に進めています。</p> <p>御要望の箇所は、平成23年9月の台風15号、平成24年5月の豪雨及び令和2年7月の豪雨においては北上川の背水により田畑の浸水被害があったものの、家屋の浸水被害が無く、冠水した場合の道路のう回路も確保されていることから、排水機場の早期整備については難しい状況です。(C)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C : 1</p>
7月27日	<p>3 地域医療体制等の充実について (1) 県立病院医療体制の充実について ① 県際地域の医療体制の充実</p>	<p>県立磐井、千厩、大東、南光の各病院は、地域医療の中心的役割を担っておりますが、医師不足が深刻化しており、地域住民の生命と健康を守る上で適正な医療の確保が著しく困難な状況にあります。</p> <p>また、当圏域は、宮城県北地域と通院、通学等において、同じ日常生活圏にあり、県を越えての保健医療圏域を想定した医療体制の構築が急務となっております。</p>	<p>県境を越えた保健医療圏の設定については、国が定めている医療計画策定指針では、都道府県の境界周辺の地域における医療の需給の実情に照らし、隣接する都道府県の区域を含めた医療圏を設定することが地域の実情に合い、合理的である場合には、各都道府県の計画にその旨を明記の上、複数の都道府県にまたがった医療圏を設定しても差し支えないこととされていますが、仮に設定を行う場合の広域的なマ</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>B : 1</p>

		<p>については、岩手・宮城県際地域の医療体制の充実を進めるとともに、県立病院医療体制の充実のため次の事項について要望します。</p> <p>記</p> <p>① 県際地域の医療体制の充実</p> <p>宮城県との協議の場を設け、県を越えての保健医療圏域を想定した医療体制の構築を検討すること</p>	<p>ネジメントや地方自治体間の役割分担の明確化が大きな課題となっています。</p> <p>国が次期医療計画等に関する検討のため設置した「第8次医療計画等に関する検討会」の意見の取りまとめにおいて、医療提供体制の構築において隣接する都道府県と連携を取る場合もあり、その場合は連携する都道府県と協議を行い、具体的な内容を医療計画へ記載するよう努めることとされています。</p> <p>本県の県境地域における医療体制の検討に当たっては、国から年度末に示される次期医療計画の作成指針や将来の医療需要等を踏まえ、必要に応じて宮城県との情報共有や協議について検討していきます。(B)</p>												
7月27日	<p>(1) 県立病院医療体制の充実について</p> <p>② 県立病院の医療体制の充実</p> <p>(ア) 常勤医師等の配置・増員</p>	<p>② 県立病院の医療体制の充実</p> <p>(ア) 常勤医師等の配置・増員</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>病院名</th> <th>常勤医師の配置が必要な診療科</th> <th>常勤医師等の増員が必要な診療科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>磐井病院</td> <td>血管内治療医</td> <td>小児科医、産婦人科医、救急科医、麻酔科医、呼吸器内科医、助産師</td> </tr> <tr> <td>千厩病院</td> <td>呼吸器内科医、整形外科医、脳神経内科医</td> <td>総合診療外科医、総合診療内科医、消化器内科医</td> </tr> </tbody> </table>	病院名	常勤医師の配置が必要な診療科	常勤医師等の増員が必要な診療科	磐井病院	血管内治療医	小児科医、産婦人科医、救急科医、麻酔科医、呼吸器内科医、助産師	千厩病院	呼吸器内科医、整形外科医、脳神経内科医	総合診療外科医、総合診療内科医、消化器内科医	<p>医師の配置・増員については、ご要望のあった診療科のうち、磐井病院においては令和4年6月1日時点で前年同月と比較し、小児科は3名増、麻酔科は2名増、産婦人科及び救急科はそれぞれ1名増員し、磐井病院全体では前年同月比7名増の67名の常勤医の体制とし、圏域内の診療体制の充実を図ったところです。</p> <p>磐井病院の呼吸器内科及びそれ以外の各病院の診療科については、関係大学に対して常勤医師の配置及び増員を要請しているところですが、派遣元である大学においても医師の絶対数が不</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	A : 1 B : 1
病院名	常勤医師の配置が必要な診療科	常勤医師等の増員が必要な診療科													
磐井病院	血管内治療医	小児科医、産婦人科医、救急科医、麻酔科医、呼吸器内科医、助産師													
千厩病院	呼吸器内科医、整形外科医、脳神経内科医	総合診療外科医、総合診療内科医、消化器内科医													

		<table border="1"> <tr> <td>大東病院</td> <td>脳神経内科医、整形外科医</td> <td>内科医</td> </tr> <tr> <td>南光病院</td> <td>児童青年精神科医</td> <td>精神科医（特にも中堅医師）、公認心理士（臨床心理士）、医療社会事業士（精神保健福祉士）</td> </tr> </table>	大東病院	脳神経内科医、整形外科医	内科医	南光病院	児童青年精神科医	精神科医（特にも中堅医師）、公認心理士（臨床心理士）、医療社会事業士（精神保健福祉士）	<p>足しており、非常に厳しい状況が続いています。</p> <p>また、児童青年精神科医は、全国的にも学会認定医の資格を有する者が少ないことから、他病院からの診療応援により診療体制の維持に取り組んでいます。</p> <p>県においては、引き続き関係大学を訪問し医師の派遣を強く要請していくほか、即戦力となる医師の招聘や奨学金養成医師の計画的な配置等により常勤医師の確保に取り組んでいきます。</p> <p>（B）</p> <p>医師以外の職員の配置については、磐井病院において、平成30年4月に助産師2名、令和4年4月に助産師1名を増員したほか、南光病院において、平成30年4月に公認心理師1名、医療社会事業士2名を増員し、今年度においてもその体制を維持するなど、必要な体制の整備を図っています。</p> <p>なお、公認心理師については、全員が公認心理師資格を取得しており、精神保健福祉士については、配置した医療社会事業士のうち5名が取得しており、今後も病院において有資格者を養成することとしています。（A）</p>			
大東病院	脳神経内科医、整形外科医	内科医										
南光病院	児童青年精神科医	精神科医（特にも中堅医師）、公認心理士（臨床心理士）、医療社会事業士（精神保健福祉士）										
7月27日	② 県立病院の医療体制の充実	② 県立病院の医療体制の充実 （イ）医療機器等の整備 医師の配置とあわせて、脳外科における血管内治療に必要な装置等の整備をすること（磐井病院）	<p>県立病院における医療器械の整備については、予算に限りがある中、各病院からの要望を踏まえ、必要性や緊急度及び経済性などの観点から総合的に</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	B : 1						

	(イ) 医療機器等の整備		<p>判断し、優先度の高いものから順次整備しているところです。</p> <p>脳外科における血管内治療については、開頭手術と比較して低侵襲であり、治療後の安静と入院の期間が短いなどの利点もあり非常に有効な治療であると認識しているところではありますが、非常に高額な器械であり、地域の医療需要、整備の必要性や費用対効果等について検証し、治療医の確保に努めながら必要とする医療器械の整備の検討を進めていきます。(B)</p>			
7月27日	<p>② 県立病院の医療体制の充実</p> <p>(ウ) 磐井病院附属花泉地域診療センターの充実</p>	<p>② 県立病院の医療体制の充実</p> <p>(ウ) 磐井病院附属花泉地域診療センターの充実</p> <p>花泉地域の医療機関閉院により、花泉地域診療センターの担う役割が大きくなっていることから、訪問診療の実施や夜間帯の医師配置、また、耳鼻咽喉科及び眼科を専門とする医師を週1回程度派遣すること</p>	<p>花泉地域診療センターの医師の確保については、派遣元である大学においても医師の絶対数が不足していることから非常に厳しい状況が続いていますが、両磐保健医療圏内の他の県立病院からの応援により診療体制の維持に取り組んでいるところであり、引き続き、圏域内の他の医療機関との役割分担と連携を進めることにより診療体制の充実に努めます。</p> <p>訪問診療については、医師の献身的な対応により実施してきたところですが、地域の医療機関閉院に伴い外来患者が増加していることおよび医師の業務負担を考慮するとこれ以上の対応は困難な状況にあります。</p> <p>県では、関係大学への派遣要請、即戦力となる医師の招聘活動、奨学金養成医師の計画的な配置などに積極的に取り組み、今後も必要な医療が提供で</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>B : 1</p>

			きるよう医療体制の充実に向けて取り組んでいきます。(B)			
7月27日	3 県際地域の地域医療体制等の充実について (2) 奨学金養成医師の適正な配置について	<p>平成20年度に拡充した奨学金制度による養成医師の県内医療機関への配置が平成28年度から始められ、当圏域には12人の医師が配置されました。しかしながら、当圏域における常勤医師の数は依然として不足しており、また当圏域内でも東西地域で医師の偏在があります。</p> <p>今後におきましても、県内における深刻な医師不足の解消と、地域及び診療科による医師の偏在の解消が不可欠であります。</p> <p>特にも、当圏域は、宮城県北地域と通院、通学等において、同じ日常生活圏にあり、県際地域に生活する住民が最善かつ適切な医療を受けられるよう、実態に即した医療体制を構築することが重要となっております。</p> <p>については、奨学金制度による養成医師の配置について次のとおり要望します。</p> <p>記</p> <p>① 地域及び診療科による医師の偏在の解消を図ること</p> <p>② 公的基幹病院はもとより、その他の公的医療機関への継続的な必要医師の配置をすること</p>	<p>県では、奨学金制度により医師の絶対数を確保し、養成医師の計画的な配置調整を行うことにより、医師不足の解消等に努めており、令和4年度は、県内すべての二次保健医療圏の基幹病院等に計122名の養成医師を配置したところですが、医師不足が深刻な沿岸・県北地域への優先配置なども踏まえ調整した結果、両磐医療圏には12名の配置となったところです。</p> <p>医師の地域偏在の更なる解消に向けて、令和元年度臨床研修を開始した養成医師から沿岸地域等での勤務を必須化し、取組の強化を図っているところです。また、診療科偏在の取組については、産科・小児科を選択した養成医師が地域周産期母子医療センター等で勤務に専念できるよう配置特例を設け、さらに令和2年度から、地域枠養成医師を対象に総合周産期母子医療センターでの専門研修期間の一部を義務履行として認めることにしたところであり、本制度について周知を図り、産科医等の養成の取組を強化し、医師の偏在解消を進めていきます。加えて、令和4年度限りで廃止される医学部臨時定員・歯学部振替枠の7名分に替え、診療科偏在対策として、岩手医科大学に総合診療科・小児科・産婦人科を診療科指定とした新たな地域枠(7</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	B : 2

			<p>名)を、市町村医師修学資金枠の中に新設したところ。(B)</p> <p>また、地域病院等の中小医療機関への配置については、配置基本ルールに基づいて、先行して配置する基幹病院で総合診療スキルを習得した後、順次配置を行うこととし、今年度は、県全体で29名の養成医師を配置したところであり、引き続き地域病院等への配置についても、充実を図っていきます。(B)</p>			
7月27日	<p>3 県際地域の地域医療体制等の充実について</p> <p>(3) 地域医療体制の充実について</p>	<p>少子高齢化が進展し、医療資源の地域偏在が顕著な状況の中、地域医療提供体制の充実が課題であり、将来にわたって安心して子育てができ、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、当市においては、市内の医療施設などに将来勤務しようとする者に修学資金の貸付けを行うなど医療人材の確保、定着に努めているところです。</p> <p>このような状況の中、特に両磐保健医療圏域内における周産期医療体制の構築のため、助産師に対する支援や人材の確保に向けた取組が急務となっております。</p> <p>ついで、次の事項について要望するとともに、国に対して働きかけるよう要望します。</p> <p>記</p> <p>① 医療人材の確保、定着に向けた施策のさらなる充実、特に、周産期</p>	<p>① 県では、看護職員の安定的な確保と定着を図るため「いわて看護職員確保定着アクションプラン」に基づき、中学生・高校生看護進学セミナーや看護職員修学資金貸付制度、ナーズセンターによる再就業支援などに取り組んでおり、特に助産師については、修学資金の優先的な貸付、岩手県看護協会・岩手県助産師会と連携した資質向上研修や復職支援など、きめ細かな取組を推進しているところです。</p> <p>また、これらの取組の継続や充実に向けて、国への要望等を継続的に行っていきます。(B)</p> <p>② 医師不足や医師の地域偏在等の解消に向けては、これまでの都道府県のみでの取組では限界があり、全国的な取組も必要であることから、本県では、国の責務として医師の計画的養成や配置に取り組む「(仮称)地</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	B : 2

		<p>医療体制構築のための助産師に対する支援や人材の確保を行うこと</p> <p>② 医師不足や医師偏在を解消するため、地域医療体制の抜本的な改善を図ること</p>	<p>域医療基本法」の制定について提言してきたところです。</p> <p>また、令和2年1月に、医師少数県11県とともに設立した「地域医療を担う医師の確保を目指す知事の会」においても、医師不足の解消や医師偏在是正のための実効性のある施策の実現に向けて、国への提言を継続的に行っていきます。(B)</p>			
7月27日	<p>(4) 医師の働き方改革への対応について</p> <p>① 各保健医療圏域における医療提供体制の現状や課題を整理し、各圏域における「医師の働き方改革」への対応方針を早急に検討し、示すこと</p> <p>② 各保健医療圏において中心的な役割を担っている県立</p>	<p>令和6年4月から、医師（勤務医）に対する時間外・休日労働の上限規制を設ける、いわゆる「医師の働き方改革」が実施される予定であり、医師をはじめとする医療従事者の労働環境の整備が喫緊の課題となっております。</p> <p>「医師の働き方改革」への対策としては、現在の医療体制を維持するためには人員の増が必須となりますが、医師の不足や偏在が顕著な当圏域においては、地域医療提供体制のさらなる縮小につながる懸念されるところであります。</p> <p>また、個々の医療機関が医師の働き方改革に対応しながら、地域医療提供体制を維持していくためには、医師の確保や住民に対する適正受診の呼び掛けに加え、圏域内の医療機関における機能分化（役割分担）の明確化や医療機関の連携強化などの枠組みを定め、早急に取り組んでいく必要があります。</p>	<p>① 県では、医師の働き方改革と医療提供体制の確保の両立を図っていくための課題を共有し、地域医療を守る取組を推進する組織として、岩手県市長会や岩手県町村会等を構成員とする「医師の働き方改革の推進と地域医療を守るネットワークいわて」を発足させ、医療機関の好事例を共有し、医療現場での取組の促進を図っているほか、働き方改革の推進の必要性と医療提供体制の確保に向けた取組などについて情報発信に取り組んでいます。</p> <p>また、医療従事者の勤務環境を改善するため「岩手県医療勤務環境改善支援センター」を設置し、社会保険労務士等のアドバイザーや研修講師の派遣、勤務環境改善に資する設備整備への補助などの支援のほか、医療機関が実施する、医療クラークの配置など医師の労働時間削減に向けた取組について、引き続き支援してまいります。</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	B : 2

	<p>病院がその役割を確実に果たせるよう、各県立病院と救命救急センターの円滑な連携を確保するなど地域医療提供体制を強化すること</p>	<p>については、医師の働き方改革に対応し、地域医療提供体制を維持していくため、特段の措置を講じるよう次のとおり要望します。</p> <p>記</p> <p>① 各保健医療圏域における医療提供体制の現状や課題を整理し、各圏域における「医師の働き方改革」への対応方針を早急に検討し、示すこと</p> <p>② 各保健医療圏において中心的な役割を担っている県立病院がその役割を確実に果たせるよう、各県立病院と救命救急センターの円滑な連携を確保するなど地域医療提供体制を強化すること</p>	<p>医師の偏在是正が図られないまま、医師の働き方改革のみが推進された場合、救急医療や周産期医療の提供が困難になるなど、地域医療提供体制に多大な影響が懸念されることから、医師の働き方改革が地域に及ぼす影響等について、特に医師少数県を優先して詳細な調査・分析を行い、医師の働き方改革を進めながら地域医療を確保するために必要な方策を検討するよう引き続き、国に対して要望を行っていきます。</p> <p>(B)</p> <p>② 岩手県保健医療計画では、公立病院の役割について、「へき地、救急、小児、高度・専門医療など、採算性等の面から民間が提供困難な医療等を担う」としており、県立病院は、地域医療構想調整会議の議論等を踏まえて、民間や他の公立・公的医療機関と機能分担と連携を図りながら、それぞれの地域で求められる役割を担っています。</p> <p>また、それぞれの地域において必要な役割を担う県立病院と、重症及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤な救急患者を24時間体制で受け入れている県内4つの救命救急センターが連携し、ドクターヘリも活用しながら、高度急性期医療に必要な医療体制を確保しているところであり、こうした連携の下、引き続き</p>			
--	---	--	--	--	--	--

			良質な医療提供体制の確保に努めていきます。(B)			
7月27日	<p>(4) 医師の働き方改革への対応について</p> <p>③ 医療機関（医師をはじめとする医療従事者）の負担を軽減し、将来にわたって持続可能な地域医療提供体制を構築するため、県民に対する適正受診の呼び掛けをより一層強化するよう、あらゆる手段を講じること</p>	③ 医療機関（医師をはじめとする医療従事者）の負担を軽減し、将来にわたって持続可能な地域医療提供体制を構築するため、県民に対する適正受診の呼び掛けをより一層強化するよう、あらゆる手段を講じること	③ 適正受診の呼びかけについては、平成20年度から「県民みんなで支える岩手の地域医療推進運動」を展開し、保健所単位でも各種研修会等での場を借りて県民に対する啓発活動を実施しています。令和4年度は、中学生に向けた地域医療セミナーの開催や適正な救急利用やかかりつけ医重要性をテーマとした『岩手県適正受診啓発マンガ みんなで守ろう いわての医療！』の制作等を行うとともに、保健所単位では出前講座等を実施することにより、県民への普及啓発を強化していきます。(B)	県南広域振興局	保健福祉環境部	B : 1
7月27日	<p>(4) 医師の働き方改革への対応について</p> <p>④ 地域における小児救急医療提供体制を構築するため、県民に対する適正受診の呼び掛けをより一層強化するよう、あらゆる手段を講じること</p>	④ 地域における小児救急医療体制を補完するためにも、岩手県小児救急医療電話相談事業（こども救急相談電話）の受付終了時間を午後11時から翌朝へ延長すること	④ 岩手県小児救急医療電話相談事業（こども救急相談電話）については、令和5年2月1日から対応時間を延長し、これまでの午後7時から午後11時までの時間帯に加えて、午後11時から翌朝8時までについても	県南広域振興局	保健福祉環境部	A : 1

	急医療体制を補完するためにも、岩手県小児救急医療電話相談事業（こども救急相談電話）の受付終了時間を午後11時から翌朝へ延長すること		対応を行っているところです。 (A)			
7月27日	4 まち・ひと・しごと の創生に向けた支援について (1) 広域での 公民連携の 推進について	<p>人口減少が加速していく中、多様化する地域の課題に行政だけで対応していくことは困難な状況であり、本市においても、企業や金融機関などの多様な主体との連携を進めております。</p> <p>全国では、企業、金融機関、地方公共団体等において公民連携の地域プラットフォームを形成し、PPP/PFI事業のノウハウの習得や、公民連携による事業形成能力等の向上を図り、具体的な事業形成に繋げていく事例もあります。</p> <p>この取組は、自治体単独で進めるより、広域的な範囲で多種多様な主体が参画することにより、異業種間のネットワークの形成や、公民連携を推進していく人材の育成に寄与することから、より効果的な事業形成やマッチン</p>	<p>県では、多様な主体との連携・協働や民間活力の導入などにより、公共サービスの質の向上やコストの縮減が図られ、より効率的・効果的な事務の執行が期待できるものについては、様々な事業手法の中から最適な方法を選択し、事業を進めていくことが肝要であると考えています。</p> <p>そのため、県では、東北各県等で構成する「東北ブロック・プラットフォームコアメンバー会議」に加え、盛岡市が金融機関等と構成する「もりおかPPPプラットフォーム会議」に参加しているところであり、当面、この枠組みを活用しながら導入案件の形成能力の向上や実務的な知見の集積を行っていくこととしています。(B)</p>	県南広域 振興局	総務部	B : 1

		<p>グの機会の増加に繋がるものと考えられます。</p> <p>東北エリアにおいても、青森県、秋田県、宮城県において、県と市町村が構成員になっている広域での地域プラットフォームが形成されています。</p> <p>については、県全体で一体的に公民連携の取組を推進していくため、次の事項について要望します。</p> <p>記</p> <p>① 国の地域プラットフォーム形成支援事業を活用し、岩手県を代表者とした、地域の事業者、県内の自治体等が参画する地域プラットフォームの形成を進めること</p> <p>② 県で進める地域プラットフォームは、プラットフォーム形成後も、国からの支援を受け、実効性のあるプラットフォームとしていくため、PPP/PFI地域プラットフォームの協定制度を国と締結できる形とすること</p>				
7月27日	<p>(2) 非製造業を対象とした支援について</p> <p>① IT関連企業等の非製造業の誘致を進めるため、非製造業を対象</p>	<p>情報関連産業は、DX（デジタルトランスフォーメーション）等の加速によって重要性が増しており、全国的に誘致活動が行われています。</p> <p>地方においては、人口減少や少子高齢化の進行による生産年齢人口の減少で人材不足が進み、今後、地元企業の経営存続も危惧されており、地元企業は人材不足に対応し、また、強固な経営基盤の確立に向け、持続的、発展的</p>	<p>情報関連産業は、DX等の加速によって重要性が増しており、全国的に誘致活動が活発化しています。</p> <p>県では、令和3年3月に「いわてIT産業成長戦略」を策定し、時機を捉えた情報関連産業の集積や産業の高度化に向けて取り組んでいるところです。</p> <p>県の誘致支援制度については、一定の投資や雇用など、経済波及効果が高</p>	県南広域振興局	経営企画部	B : 1

	<p>とした支援制度を創設すること</p>	<p>なイノベーションを創出するためDXを推進する必要があります。 しかしながら、当市をはじめ、県内にはDXの推進に大きな役割を果たすIT関連企業等の立地及びIT技術者が少ない状況であります。 このため、当市では、IT関連企業等を誘致し、地元企業などとの連携によるイノベーションの誘発が、今まで以上に重要であると捉え、従来からの製造業などの企業誘致と合わせ、積極的な企業誘致活動を行ってまいります。 また、IT技術者の人材確保にあたっては、小学生・中学生・高校生を対象とした若いうちからの育成と技術を持ったU・Iターン者などの即戦力となる人材の確保が必要となります。 ついては、県においても、IT関連企業や非製造業の必要性については認識いただいているところであり、地域の経済や他産業への波及効果等も期待できることから、次の事項について要望します。 記 ① IT関連企業等の非製造業の誘致を進めるため、非製造業を対象とした支援制度を創設すること</p>	<p>いものを支援の対象としているところであり、限られた財源を効果的に活用できるよう全県的な視点に立った上で、産業の動向や企業ニーズ、地域経済や他産業への波及効果等を踏まえ、引き続き、効果的な支援制度について検討していきます。（B）</p>			
7月27日	(2) 非製造業を対象とした支援について	② U・Iターン者を含むIT技術者の確保・育成のために必要な事業を実施すること	<p>県では、令和3年3月に策定した「いわてIT産業成長戦略」に基づき、産業支援機関、大学やIT企業と連携して、デジタル化を支えるIT技</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>A : 1</p>

	<p>② U・Iターナー者を含むIT技術者の確保・育成のために必要な事業を実施すること</p>		<p>術者の育成に取り組んでいるところです。</p> <p>また、「いわて産業人材奨学金返還支援制度」により、U・Iターナー者を含む若者の県内就職・定着を支援するなど、IT産業を含む本県産業を担う優れた人材の確保に取り組んでいます。</p> <p>また、離職者等再就職訓練において6か月のIT資格取得コースを新たに設定し、在職者訓練においてIT分野の訓練コースを拡充するとともに、令和5年度には新たにDXスキルを習得するためのセミナーを開催するなど、IT技術者の育成強化にも取り組んでいます。</p> <p>なお、県が首都圏等に設置するU・Iターナー相談窓口においては、IT分野での就業を希望する相談者が多いことから、県の就職情報マッチングサイト「シゴトバクラシバいわて」の訴求力を高めるため、IT分野などの求人の特出しで掲載する予定としています。(A)</p>			
7月27日	<p>(3) 県発注工事の地元業者への優先発注について</p>	<p>当市では、地元企業の育成及び地元経済の活性化を目的として地元企業優先発注に係る基本方針を定め、地元企業優先発注に取り組んでおります。</p> <p>また、県においても、「県が締結する契約に関する条例」を制定し、県内企業への発注を優先する等の取組を進めているところであります。</p>	<p>県営建設工事（土木工事）の発注に当たっては、設計額25百万未満の工事は、工事施工場所の振興局等に主たる営業所を有する業者（土木C級）、25百万円以上1億円未満の工事は、工事施工場所の振興局等及び隣接する振興局等に主たる営業所を有する業者（土木B級又はA級）とする地域要件を設</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>奥州審査指導監</p>	<p>B : 1</p>

		<p>その中で、県発注工事の小規模工事（土木C級格付業者対象）については、工事施工場所と入札参加者の条件として定めた営業所所在地は一致していますが、一方で、中規模以上の工事（土木A級及びB級格付業者）については、工事施工場所と営業所所在地が一致していません。</p> <p>については、今後、人口減少や社会経済情勢の変化により、公共工事発注が減少することが想定されることから、地元業者の経済活動の保護、育成と振興を図るため、県が発注する公共工事については、工事施工場所の市町村に本社を有する建設業者への優先発注に取り組むよう要望します。</p>	<p>定し、入札の透明性及び公平性を確保したうえで、十分な競争性が確保されることを前提に、地元企業の参加に配慮した入札を実施しています。</p> <p>また、入札に参加する業者の地域精通度等（地域内拠点の有無や災害活動の実績等）を評価する総合評価落札方式を導入しています。</p> <p>地域要件については、入札機会や競合環境の変化などによる影響について、意見交換会などを通じて意見を伺い、適切な運用となるよう必要な検討を行っていきます。（B）</p>			
7月27日	<p>(4) 結婚活動支援について</p> <p>① 広域的な婚活イベントの開催について</p>	<p>当市では、人口減少を少しでも緩やかにするため、結婚活動支援に取り組んでおり、結婚を希望する独身男女の出会いの場の提供（市内イベントや宮城県を含む近隣4市町合同イベント）や縁結び支援員（ボランティア）による出会いの仲介支援に対応しております。</p> <p>また、企業・団体等が実施する独身男女の出会いの機会を提供する事業に対する補助や、いきいき岩手結婚サポートセンターの会員登録料補助、新婚世帯に対する経済的負担の軽減を図るための家賃等補助の支援も行っております。</p>	<p>県では、今年度新たに「結婚支援企業・地域連携推進事業」として、企業や地域と連携した出会いイベントを実施する予定としており、様々な主体と連携しながら、さらなる出会いの機会の創出等に取り組んでいくこととしております。（B）</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	B：1

		<p>県においては、いきいき岩手結婚サポートセンターを設置し、県内全域で、マッチングシステムを導入した会員制による出会い仲介支援を行っておりますが、さらなる出会いの機会の創出と結婚活動支援の充実を図るため、次の事項について要望します。</p> <p>記</p> <p>① 広域的な婚活イベントの開催について</p> <p>当市が行った結婚を希望する独身者を対象としたアンケートでは、結婚活動支援の中で、広域的な婚活イベントの開催を求める意見が多いことから、県内全域もしくは振興局の範囲を対象とした広域的な婚活イベントを開催すること</p>				
7月27日	<p>(4) 結婚活動支援について</p> <p>② 結婚相談員などの研修会の開催について</p>	<p>② 結婚相談員などの研修会の開催について</p> <p>結婚相談員などが結婚相談を実施する際、相談者とのコミュニケーションの取り方や助言の仕方について、不安や悩みが大きくなってきていることから、婚活支援に取り組んでいる結婚相談員などの広域ネットワークの構築やスキルアップを目的とした研修会を開催すること</p>	<p>広域ネットワークの構築に関しては、県や全市町村が参加している“いきいき岩手”結婚サポートセンター（i-サポ）運営委員会において課題の検討や情報共有を行っているところであり、結婚相談員等のスキルアップについては、こうした場を活用しながら各市町村のニーズを把握し、i-サポ等と連携しながら研修機会を確保していきます。（B）</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>B : 1</p>
7月27日	<p>(5) 中学校地域部活動に向けての補助金制度創設について</p>	<p>当市では、生徒数減少の現状や学校規模の縮小に伴い顧問教員数が不足する中で、生徒にとって望ましい部活動の環境を構築し、持続可能な部活動の体制を整備することが急務となってい</p>	<p>公立中学校における運動部活動の地域移行については、令和4年12月、スポーツ庁及び文化庁において、令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏ま</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>県南教育事務所</p>	<p>C : 1</p>

ます。そこで、市内中学校長や体育協会等との協議・説明を経て、地域部活動の要綱を策定するとともに、部活動指導が可能な実施団体と協議し、今年度2か所で地域部活動が発足しました。

この地域部活動を運営する際に、地域部活動は基本的に学校とは別の団体であることから、指導者への謝金など、その活動には運営のための財源が必要となります。文部科学省の通知によれば、費用負担は「受益者負担の観点から保護者が負担」することを想定しています。

しかし、この制度の提案が国からなされ、現実に持続可能なものとしていくためには、公的援助による誘導が不可欠であります。

一方、部活動での働き方改革を進めるために、「部活動指導員」制度も開始され、現在、当市でも7人の部活動指導員を雇用していますが、この人件費の費用負担は国・県・市町村が3分の1ずつ負担することになっています。この部活動指導員制度、地域部活動制度は、教員の働き方改革を主旨とするものであり、これらを推進拡大することは地域人材活用につながり、教員の負担軽減に大きく資するものであります。

については、地域部活動推進のためにも、県独自の施策として、地域部活動補助金制度の創設を要望します。

え、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定し、新たに「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を公表したところです。

県では、地域クラブ活動の運営主体となる総合型地域スポーツクラブ等の体制整備や指導者となる人材確保等の地域でスポーツ・文化活動が実施できる環境整備、さらに経済的に困窮する家庭の生徒に対する支援等、必要な財政措置を講ずるよう国に対して要望しているところです。

つきましては、今後のスポーツ庁及び文化庁における動向を注視するとともに、本県1市2町において展開されているモデル事業の課題を踏まえ、他県の取組状況を参考にしつつ、総合的に検討する必要があると考えています。(C)

7月27日	(6) 国道343号渋民バイパスの「道の駅」整備について	<p>令和3年3月に開通した国道343号渋民バイパスは、復興支援道路のリーディング工区に位置づけられており、交通の利便性向上による内陸と沿岸の物流の効率化、観光促進や交流人口の拡大等、今後ますます期待されています。</p> <p>当市は、国道343号と国道456号の交差点付近に国道利用者の休憩所や道路情報提供の場として「道の駅」を整備するため、地域住民や関係団体の協力のもと、令和2年10月に基本構想（案）及び基本計画（案）を策定し、令和3年度は基本設計を実施しました。また、令和4年度には実施設計及び敷地造成工事に着手する予定となっています。</p> <p>ついでには、特産物を生かした商品等の提供などによる地域活性化の拠点、沿岸部と内陸部をつなぐ架け橋として地域交流の拠点、さらには防災の拠点としての機能も兼ね備えた「道の駅」の着実な整備推進にあたり、助言や事業費の確保について要望します。</p>	<p>国道343号渋民バイパスの「道の駅」については、道路利用者への安全で快適な道路交通環境を提供するため、令和4年度から事業着手したところで、</p> <p>令和4度は、貴市と連携し、用地買収、トイレ、休憩施設等の設計などを進めました。また、敷地造成工事に着手したところであり、引き続き整備を推進していきます。（A）</p>	県南広域振興局	土木部	A：1
7月27日	5 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について	<p>原発事故による放射性物質汚染は、震災から11年目を迎えた現在もなお、当市に大きな被害を与えております。</p> <p>牧草、稲わら、堆肥の農林業系廃棄物については処理が進まず、現在、埋設一時保管している汚染された道路側溝土砂、学校等の校庭土砂については、国の処理基準が未だ示されていない</p>	<p>原木しいたけの産地再生を図るためには、原木を安定的に供給するとともに、新規参入者の確保と規模拡大を推進することが重要だと考えています。</p> <p>このことから、県では、</p> <p>① 新規参入者や既存生産者の規模拡大部分の原木価格高騰分の掛り増しの賠償について、国と東京電力に対</p>	県南広域振興局	林務部	A：2 B：2

	<p>(1) 原木しいたけ産地再生への支援について</p>	<p>いことなどにより、市内全域で処理ができない状況にあり、これ以上、一時保管することは極めて困難であります。</p> <p>このような実態を踏まえ、県においては、一日も早く正常な状況下での農産物等の生産・流通の実現や、市全域の汚染土砂の処理とともに、次の事項について、迅速かつ万全の措置と明確な方針を示すよう、国並びに東京電力に対し働きかけるよう要望します。</p> <p>記</p> <p>(1) 原木しいたけ産地再生への支援</p> <p>① 新規参入者と規模拡大意向者に対しても、震災前の原木価格水準に見合った原木購入費の掛り増し賠償実現に向けた強力な支援を実施すること</p> <p>② 翌年以降の植菌作業に向けての良質な原木の確保の継続と課題となっている植菌適期内の納入実現へ向けた実態に即した支援を実施すること</p> <p>③ 立木等に係る福島県と同様の財物賠償実現に向けた支援を実施すること</p> <p>④ 放射性物質の影響を低減させるために義務付けられている原木しいたけの栽培工程管理の簡素化に向けた支援を実施すること</p>	<p>して実施を強く要望していきます。</p> <p>(A)</p> <p>② 良質な原木の確保と適期納入については、県森林組合連合会など関係団体と連携し、毎年度、植菌時期までに他の地域から原木が適期に供給されるよう取り組んでいきます。</p> <p>(A)</p> <p>③ 財物賠償について、県としては、東京電力に対し、実態に即した十分な賠償が行われるよう引き続き強く求めていくとともに、国に対しても、東京電力を指導するよう要望していきます。(B)</p> <p>④ 県では、国の「放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理に関するガイドライン」に基づき、平成25年10月に「岩手県放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理実施要領」を策定し、しいたけ生産者を指導しています。</p> <p>この実施要領については、研究機関による調査結果等の知見を踏まえ、令和4年5月に栽培工程管理の一部簡素化を図ったところであります。</p> <p>今後も、適切な栽培工程管理の実施に向け、放射性物質濃度の推移に関する研究を続けていきます。(B)</p> <p>今後においても、国と東京電力に要望を継続するとともに、県としても原木しいたけの生産者に対する、きめ細</p>			
--	-------------------------------	--	--	--	--	--

			やかな支援を行い、産地再生に取り組んでいきます。			
7月27日	(2) 農林業系汚染廃棄物の早期処理への支援について ① 農林業系汚染廃棄物の早期最終処分に向けた技術的・財政的な支援を実施すること	(2) 農林業系汚染廃棄物の早期処理への支援について ① 農林業系汚染廃棄物の早期最終処分に向けた技術的・財政的な支援を実施すること	8,000Bq/kg以下の農林業系汚染廃棄物の処理については、国のガイドラインで明確化されていない事項について、県が策定した「放射性物質に汚染された廃棄物等の焼却・処分等に係る対応ガイドライン」において、焼却処理する場合は、既存の焼却施設において一般廃棄物と混焼し、市町村等の最終処分場に埋め立てる処理方針を示しています。また、その処理費用については、国に対し、処理が終了するまで焼却処理や最終処分場での処理等に必要となる費用の財政措置を講ずるよう要望しています。県としても早期の処理終了に向けて、技術的助言をしていきます。(B)	県南広域振興局	保健福祉環境部	B : 1
7月27日	(2) 農林業系汚染廃棄物の早期処理への支援について ② 農林業系汚染廃棄物の保管の長期化に伴う一時保管施設の維持補修助成など保管施設としての機能	② 農林業系汚染廃棄物の保管の長期化に伴う一時保管施設の維持補修助成など保管施設としての機能を保つための支援を実施すること	県では、利用自粛牧草等処理円滑化事業(県単)により、保管の長期化が見込まれる牧草、稲わら、堆肥の一時保管について、施設の維持管理にかかる経費を支援しており、引き続き、市が一時保管施設の機能を保つための経費に対して、支援していきます。 また、国に対し、農林業系副産物の処理等にかかる費用の財政的措置を講じるよう要望しており、引き続き様々な機会を通じて必要な対策を求めていきます。(B)	県南広域振興局	農政部	B : 1

	を保つための支援を実施すること					
7月27日	(2) 農林業系汚染廃棄物の早期処理への支援について ③ 汚染され一時保管している乾しいたけの適切な処分に対する支援を実施すること	③ 汚染され一時保管している乾しいたけの適切な処分に関する全面的な支援を実施すること	当該乾しいたけについて、焼却処理する場合は、ほだ木と同様、既存の焼却施設において一般廃棄物と混焼し、市町村等の最終処分場を活用して埋立することができます。(B) 県としても、当該乾しいたけの処理が進むよう、混焼する場合の生活ごみ等との混合方法、焼却灰の埋立等について技術的助言をしていきます。 また、関係団体とも連携しながら、早期処理に向けて対応していきます。(B)	県南広域振興局	林務部	B : 2
7月27日	(3) 山菜等の風評被害の防止と販売促進支援について	(3) 山菜等の風評被害の防止と販売促進支援について 産地直売関係者や消費者との食品の安全に関する情報の共有による風評被害の防止及び積極的な販売促進の支援を実施すること	県では、食の安全安心を確保することが重要と考えており、流通関係者が出荷前に自主検査を行うよう指導するとともに、必要に応じて県による精密検査の実施と、検査結果の速やかな公表により、風評被害の防止に努めております。(B) また、山菜等の販売促進については、県の出荷前検査、定期検査を迅速に行い、産直等で旬の山菜が、速やかに販売されるよう、市と連携して取り組んでいきます。(B)	県南広域振興局	林務部	B : 2
7月27日	(4) 損害賠償の迅速化について	(4) 損害賠償の迅速化について ① 風評被害を含めた損害賠償請求を産地直売関係者などが迅速かつ万全	① 産直施設は農協、会社組織、個人あるいは任意グループにおいて運営されているなど、多様な経営形態であるほか、賠償請求に必要となる過去の販	県南広域振興局	総務部 農政部	B : 3

		<p>に行うための現地相談員の配置をすること</p> <p>② 未払いとなっている行政請求分の早期支払いをすること</p> <p>③ 損害賠償請求に要した事務経費の賠償対象経費への追加をすること</p>	<p>売実績等の書類の整備状況も異なっていることから、産直ごとの実情に応じたきめ細かな対応が重要と考えています。</p> <p>県では、広域振興局農政担当部が窓口となり、産直組織の損害賠償請求に関する相談対応を行っているほか、必要に応じ県弁護士会相談窓口を紹介するなどの対応を行っています。</p> <p>なお、東京電力に対しても、産直施設等の民間事業者の実情に応じてきめ細かく対応し、被害の実態に即した十分な賠償を行うよう、様々な機会を通じて引き続き求めていきます。(B)</p> <p>② 県では、原子力発電所事故に伴う放射線影響対策に要した費用は一義的に東京電力が負うべきものと考えており、東京電力に対し、要した費用全てについて賠償に応じるよう、市町村等と連携しながら、繰り返し強く求めているところです。</p> <p>さらに、直接交渉だけでは東京電力からの賠償が期待できない請求分については、市町村等と連携して原子力損害賠償紛争解決センターに対して、3次にわたり和解仲介の申立てを実施し、同センターにおける審理を通じて、被害の実態に即した速やかな賠償を求めてきたところです。</p> <p>また、国に対しても、放射線影響対策について県及び市町村の負担とならないように全面的な対応を講じることや、県及び市町村が負担した放射線影</p>			
--	--	---	--	--	--	--

			<p>響対策に要した経費について、十分な賠償を速やかに行うとともに原子力損害賠償紛争解決センターの判断を尊重して和解案を受諾するよう、東京電力を国が指導するなど、必要な措置を講じることを要望しています。(B)</p> <p>③ 『東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針』では、賠償の対象に係る項目に事務経費は明記されていませんが、明記されていないものが直ちに賠償の対象とならないというのではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得るとされています。</p> <p>東京電力に対しては、これまでも、知事による直接要請をはじめ、十分な賠償を迅速に行うよう求めています。</p> <p>また、国に対しても、県及び市町村が負担した経費について十分な賠償が速やかに行われるよう東京電力を指導するなど、必要な措置を講じることを要望しており、今後も、様々な機会を捉えて要望を行っていきます。(B)</p>			
7月27日	(5) 側溝土砂の処理基準の提示と支援制度の創設について	(5) 側溝土砂の処理基準の提示と支援制度の創設について 放射性物質に汚染された側溝土砂の処理基準の速やかな提示及び汚染土砂の処理に対する財政的な支援を実施すること	<p>放射性物質に汚染された側溝土砂の処理基準の提示については、国に対し、除去土壌の処理基準を早急に示すよう要望しています。</p> <p>また、汚染土砂の処理に対する財政的な支援については、国に対し、汚染濃度や除染実施区域内外にかかわら</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	B : 1

			<p>ず、除染等撤去に要する経費や地域で必要となる一時保管場所の整備等の掛かり増し経費について、福島再生加速化交付金（道路側溝堆積物撤去・処理支援）と同様の財政措置を講ずるよう要望しています。</p> <p>なお、国庫補助対象外となる一時仮置場の設置に要する経費について、「放射性物質汚染廃棄物処理円滑化事業（県単）」により支援することとしています。（B）</p>			
7月27日	(6) 学校施設の校庭などに埋設保管している除染土の処理方針について	<p>(6) 学校施設の校庭などに埋設保管している除染土の処理方針の提示について</p> <p>学校施設の校庭などに埋設一時保管している除染土の処理基準の速やかな提示をすること</p>	<p>県では、対応が長期化している除染土の処理について、岩手県原発放射線影響対策の取組の課題としており、除染土壌の処理基準の早期提示等について、国への要望を行っています。</p> <p>今後も、関係市町村と緊密な連携体制を維持し、情報交換等を行うとともに、引き続き国に対して、除染土壌の処理基準の早期提示等について要望していきます。（B）</p>	県南広域振興局	県南教育事務所	B : 1
7月27日	<p>6 水道施設整備と生活用水確保への財政支援について</p> <p>(1) 過疎及び辺地対策事業債について、旧簡易水道事業と統合した上</p>	<p>水道は、市民生活や産業活動に不可欠な社会基盤であり、安全な水道水の安定供給のため、信頼性の高い水道施設の整備と財政基盤の強化が求められています。</p> <p>当市では、平成29年(2017年)4月に簡易水道事業を水道事業に統合しましたが、地理的条件に恵まれない中山間地域では施設の統廃合が困難な状況にあり、統合に伴う企業債残高と減価償</p>	<p>県ではこれまで過疎対策事業債の必要額の確保など各種財政措置の維持・拡充について要望してきたところであり、令和3年度においては、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の施行等に伴い、過疎及び辺地対策事業債について、簡易水道事業を統合した上水道事業のうち旧簡易水道事業施設が、両事業債の対象経費に追加されたところです。</p>	県南広域振興局	経営企画部	B : 1

	<p>水道事業の施設更新についても対象経費とするとともに、旧簡易水道事業の高料金対策に要する繰出金について、統合前基準額により地方財政措置を継続するよう国に対し要望すること。</p>	<p>却費の大幅な増加により、財政基盤も大きく弱体化しています。</p> <p>さらに、人口減少による料金収入の低下や老朽施設の更新需要の増大により、水道事業の経営環境は今後一層厳しくなると見込まれており、経費削減努力のみで必要な資金を確保するのは極めて困難となっています。</p> <p>また、当市においては、水源の確保が難しく、配水管の延伸による水道供給の技術的、物理的に困難な水道未普及地域では、井戸等の自家水源を使用しており、生活用水確保のため、水質検査や深井戸整備、浄水施設設置に対する助成を行っています。</p> <p>これは、他の自治体においても同様の制度を設けており、衛生的で安定した生活用水の確保は大きな課題となっています。</p> <p>については、水道事業の安定経営と市民の衛生環境向上を図るため、次の事項について要望します。</p> <p>記</p> <p>(1) 過疎及び辺地対策事業債について、旧簡易水道事業と統合した上水道事業の施設更新についても対象経費とするとともに、旧簡易水道事業の高料金対策に要する繰出金について、統合前基準額により地方財政措置を継続するよう国に対し要望すること。</p>	<p>また、水道事業に係る財政支援については、これまで全国過疎地域連盟を通じて、上水道等の安定的経営に向けた必要な財政措置の拡充や高料金対策への支援の充実等を国に要望するとともに、県でも令和4年6月に水道の基盤強化に係る予算の確保について要望しています。</p> <p>引き続き、市町村の実情を伺いながら、水道事業の基盤強化をはじめとした各種財政・措置の維持拡充について、国に必要な働きかけを行っていきます。(B)</p>			
--	---	--	---	--	--	--

7月27日	(2) 生活基盤施設耐震化等交付金「水道管路緊急改善事業」の対象となる管路の更新事業について、「基幹管路に布設されている管路」となっている要件を基幹管路以外の配水管も対象とするよう国に対し要望すること	(2) 生活基盤施設耐震化等交付金「水道管路緊急改善事業」の対象となる管路の更新事業について、「基幹管路に布設されている管路」となっている要件を基幹管路以外の配水管も対象とするよう国に対し要望すること	<p>水道事業は地方公営企業法の全部適用事業であり、独立採算が原則とされていますが、県としては、重要なライフラインであることから国による支援が必要であると認識しており、様々な機会を捉えて国庫補助制度の拡充や必要な予算の確保等について要望してきたところです。</p> <p>今後も引き続き、必要な財政的支援の拡充等について国に働きかけるとともに、水道の基盤強化に向け、広域連携の推進等によって水道事業者を支援していきます。(B)</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	B : 1
7月27日	(3) 水道施設の統廃合により廃止となった施設の撤去に要する費用について、財政支援制度を創設するよう国に対し要望すること	(3) 水道施設の統廃合により廃止となった施設の撤去に要する費用について、財政支援制度を創設するよう国に対し要望すること	<p>水道事業は地方公営企業法の全部適用事業であり、独立採算が原則とされていますが、県としては、重要なライフラインであることから国による支援が必要であると認識しており、様々な機会を捉えて国庫補助制度の拡充や必要な予算の確保等について要望してきたところです。</p> <p>今後も引き続き、必要な財政的支援の拡充等について国に働きかけるとともに、水道の基盤強化に向け、広域連</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	B : 1

			携の推進等によって水道事業者を支援していきます。(B)			
7月27日	(4) 当市が行う生活用水確保支援事業に対する財政支援制度を創設すること	(4) 当市が行う生活用水確保支援事業に対する財政支援制度を創設すること	生活用水確保に対する新たな財政支援制度の創設について、国では自家水施設等の生活用水は、個人資産となるため補助対象とすることは困難としているところですが、国にも本県の地域事情について伝えていきます。(C)	県南広域振興局	保健福祉環境部	C : 1
7月27日	(5) 県が行っている一般飲用井戸の水質検査について、検査費用の軽減と検査方法の改善を図ること	(5) 県が行っている一般飲用井戸の水質検査について、検査費用の軽減と検査方法の改善を図ること	岩手県環境保健研究センターで実施している飲用水試験の検査費用は、物価変動などを総合的に勘案して必要な見直しを行っています。 また、受検体制につきましては、地域の実情に応じた体制の構築が図られるよう市町村の意見をききながら検討していきます。(C)	県南広域振興局	保健福祉環境部	C : 1
7月27日	7 地デジ県内放送の難視聴対策について	当市では、県内の地上デジタル放送が全世帯で視聴可能になるよう国等による施策を活用し、中継所の整備、共同受信施設の新設などの対策を講じてまいりました。 しかしながら、山間部であることに加えて県境に位置することから、県内テレビ放送の受信困難世帯の解消には至らず、現時点で31世帯がワンセグ波によるテレビ視聴を余儀なくされており、良好な受信環境の早期整備が望まれているところであります。 また、市内の各テレビ共同受信組合の保有する施設においては、回線設備	(1) 地上デジタル放送移行に伴う難視聴対策については、国においてワンセグ波による視聴も含め、放送事業者等と連携し実施されてきたところです。 この結果、県内の対象世帯については、平成27年3月までにその対策を完了したものとされており、現在、国の支援制度はない状況です。 県としては、市町村が共聴施設の新規整備に対して補助を行う場合に、地域経営推進費による補助対象としています。(B)	県南広域振興局	経営企画部	B : 2

		<p>などの老朽化が進む一方、施設の改修経費が高額なため、施設改修が困難な状況となっております。</p> <p>については、次の事項について国及び放送事業者に対し働きかけるとともに、財政支援制度の創設について要望します。</p> <p>(1) 受信困難世帯の解消に向けた抜本的な受信対策の検討及び市で実施可能な受信環境改善策への財政支援制度の創設を行うこと</p> <p>(2) テレビ共同受信施設の維持管理費及び老朽化に伴う施設改修費に対する財政支援制度の創設を行うこと</p>	<p>(2) 共聴施設の維持管理及び老朽化対策は重要な課題であり、これまでも国に対し、維持管理及び老朽化に伴う更新に対する支援制度の創設等について要望しており、令和4年6月にも要望したところです。</p> <p>県の支援策としては、市町村が共聴施設の改修や更新に対して補助を行う場合に、地域経営推進費による補助対象としています。</p> <p>なお、現在国においては、令和3年度から令和4年度の2年間に限り、市町村が共聴施設の耐災害性強化に係る事業を実施する場合に必要となる経費の一部を補助する事業を実施しており、積極的な活用に向けて各市町村へ該当事業についての周知を行ったところです。</p> <p>また、国では共聴施設改修で活用できる補助金制度を求める要望が全国的に増えている実状を踏まえ、本事業における令和5年度以降の事業継続を検討するため、自治体に対し意向調査を実施しています。</p> <p>こうした国の動向に注視するとともに、市町村と連携し、県内の共聴施設の実情把握に努めます。</p> <p>今後も引き続き、国に対し支援制度の創設等要望していきます。</p> <p>(B)</p>			
7月27日	8 持続可能な農業への	産地交付金は、国から都道府県に対して配分する資金枠の範囲内で交付さ	主食用米の需要が毎年減少することが見込まれる中、需要のある他作物へ	県南広域振興局	農政部	B : 1

	<p>支援について</p> <p>(1) 水田活用の直接支払交付金の産地交付金の予算配分について</p>	<p>れていますが、今年度、県から一関地方農業再生協議会（構成市町：一関市、平泉町）に対する当初配分（地域枠）は、取組面積が増えたにも関わらず、過去2年度から24,700千円程度減額され、その活用方法（対象作物・単価等）の設定に苦慮したところであります。</p> <p>当交付金は、水田の有効活用や稲作と他作物を組み合わせた収益性の高い水田農業の推進、地域の振興作物の支援、耕畜連携による畜産振興など、中山間地を多く抱える当地域の特色を生かした産地づくりの取組に大きく寄与してきたところでありますが、当初配分の減額に加えて追加配分の減額も見込まれ、多年生牧草助成の見直しによる畜産農家への影響とあわせ、その存在がより重要になっていると考えます。</p> <p>については、今後も特色のある産地づくりに向けた取組を推進するため、次の事項について国に対し働きかけるよう要望します。</p> <p>記</p> <p>① 地域で活用を検討できる産地交付金について、取組面積に応じて当初から十分な予算を確保すること</p> <p>② 産地交付金の大幅な見直しを行う場合は、法人など大規模経営体が営農計画の見直しに対応できるように十分な周知期間を設けること</p>	<p>の転換を図り、需要に応じた生産を進めることが重要です。</p> <p>令和4年度の本県への産地交付金の当初配分については、事業メニューが廃止された「拡大加算分」を除くと、3年度と同額が配分されており、県では県枠メニューへの配分を最小限の2割にとどめ、残りの8割を各地域で特色ある農産物の生産に充てられるよう各地域再生協に配分するとともに、国に対して、産地交付金を含む経営所得安定対策等について必要な予算を十分に措置するよう要望しています。</p> <p>また、制度改正等にあたっては、法人などの大規模経営体をはじめとして、農地の貸借契約など中長期的な営農計画のもとに農業経営を展開している経営体に配慮し十分な周知期間を設けるよう、様々な機会をとらえ、国に求めていきます。</p> <p>(B)</p>			
--	--	--	---	--	--	--

7月27日	(2) 中山間地に適したブロックローテーションの指針作成について	<p>国では、「水田活用の直接支払交付金」の見直しにより、令和4年度から今後5年間に一度も水稲作付が行われない農地は交付対象水田としない方針を示しています。</p> <p>この方針について、国は今後、地域の課題を把握・検証しつつ対応していくこととしていますが、方針のとおり運用された場合、交付対象水田とするためには、5年間のうちに一度は、転換作物と水稲との輪作（以下、「ブロックローテーション」という。）を行う必要があります。</p> <p>しかしながら、中山間地域の農家は転換作物と水稲とのブロックローテーションの経験が少なく費用等の負担や輪作により生産物の品質が低下し収入減となるとの不安から、ブロックローテーションに踏み切れず交付対象から外れる農地が増え、その結果、耕作放棄や離農が増えることが心配されます。</p> <p>については、中山間地域の農家が自分の圃場に適したブロックローテーションに安心して取り組む際の指針となる圃場の条件（土壌の成分、水はけ等）、地形（平場、中山間地等）、気候（気温、降水量等）に適したブロックローテーションの例や栽培方法をまとめた県独自の指針を作成され、指導いただきますよう要望します。</p>	<p>県では、ブロックローテーション方式による集団転作の輪作体系として、水稲・大豆の1年1作型、水稲・畑作物（麦・大豆・ソバ）の2年3作型のほか、飼料用トウモロコシやWCSを取り入れた体系などを「技術指針」として作成しており、これに基づいて農業普及員等が、地域に適した品種選定や排水対策等の圃場管理などの技術指導を行っています。</p> <p>また、中山間地において、転換作物として機械化体系の進んでいる加工用トマトやニンニクなどの園芸品目を導入する事例があることから、関係機関・団体等と連携しながら、現地研修会等を開催し、地域に適した転換作物の検討や導入を推進しているところです。</p> <p>引き続き、こうした取組を進め、地域に適した主食用米と転換作物の最適な組み合わせを示しながら、転換作物の導入を推進していきます。（B）</p>	県南広域振興局	農政部	B：1
-------	----------------------------------	---	---	---------	-----	-----

7月27日	(3) 基盤整備事業の着実な推進と予算確保について	<p>岩手県の水田整備率は、東北の中でも最下位に位置しており、その中でも中山間地域を多く抱えた当市は、県平均を10%以上も下回っております。</p> <p>また、基盤整備事業が開始された地区においても、必要予算に比して年度配分予算が少なく、事業完了が遅れ、効率も悪くなり、事業費総額が増大し、地元負担も大きくなる傾向が続いています。</p> <p>については、基盤整備事業の着実な推進と予算確保について要望します。</p>	<p>国の農業農村整備事業関係予算については、令和5年度当初予算と令和4年度補正予算を合わせ、6,134億円が確保されています。</p> <p>また、本県の農業農村整備関係予算については、令和4年度補正予算を加えた令和5年度の実質的な執行予算として前年度を上回る204億円を確保しています。</p> <p>県では、貴市をはじめ地域からの整備要望が多く出されている状況を踏まえ、農業農村整備事業関係予算の確保等について、令和4年4月27日、6月16日、9月21日及び令和5年1月23日に国に要望したところであり、今後、様々な機会を捉え国に働きかけていきます。(B)</p>	県南広域振興局	農政部	B : 1
7月27日	9 地震による住宅、事業所等の再建への県補助金の創設について	<p>3月16日に発生した福島県沖地震で、当市は最大震度5強を記録し、その被害額は18億2千万円(6月10日現在)にもものぼり、特にも、住宅は、全壊を含む495棟(6月10日現在)が被害に遭っております。</p> <p>一方、災害救助法が適用となった福島県では、準半壊以上の住宅について、国庫補助金を活用した支援のほか、一部損壊の家屋の補修工事に対しても、定額10万円の補助をしております。</p> <p>地震被害の支援は、災害救助法適用外となっている岩手県内の被災者につ</p>	<p>県では、自然災害が発生した場合に、その被害の状況を踏まえながら、家屋の被害に対する支援に向けた補助事業を実施してきたところです。</p> <p>これまで実施してきた補助事業では、県内市町村に災害救助法(以下「救助法」という。)や被災者生活再建支援法(以下「支援法」という。)が適用となる自然災害が発生したものの、支援法が適用されない市町村がこれに準じた支援金を支給する場合のほか、救助法や支援法が適用された市町村において、独自に半壊世帯や床上浸水世帯に支援金を支給する場合に当該市町村へ補助しています。</p>	県南広域振興局	総務部 経営企画部	B : 2

		<p>いても、被害の実態に合わせ他県と同様の支援が必要と考えます。</p> <p>については、家屋の被害のほか、事業所の被害に対する支援として、県単独の復旧費補助金の創設について要望します。</p>	<p>令和4年3月に発生した福島県沖地震におきましては、県内市町村に救助法や支援法が適用されておらず、また、これまでも自然災害による家屋の一部損壊に対する支援を行った事例はないところです。</p> <p>県では、被災者生活再建支援制度の適用拡大等、柔軟な運用を国に要望しているところであり、今後においても実情に応じた支援が図られるよう要望を継続していきます。(B)</p> <p>事業所の被害に対する支援については、県では、自然災害が発生した場合にその被害状況を踏まえながら、事業者の支援を行っているところであり、東日本大震災の際に、被災事業者に対して、県と市町村が連携して補助を実施した例があります。また、東日本大震災以降、自然災害が激甚化・頻発化していることから、被災した事業者の早期事業再開を実現するため、県では、国に対し、「事業用資産の復旧補助制度の常設化」を要望しているところです。</p> <p>一方、今般の福島県沖地震により被災した事業者の支援については、災害救助法の適用を受けていない岩手県においても、いわゆるグループ補助金が活用できることとされております。</p> <p>このため、被災された事業者の方々には、このグループ補助金を活用していただきたいと考えており、現在、複数回にわたり、申請期間を設けて受付</p>			
--	--	---	--	--	--	--

			<p>を行っておりますので、御協力をお願いいたします。</p> <p>なお、近年、大規模な自然災害が多発していることから、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」が改正され、商工会議所と市町村が共同で「事業継続力強化支援計画」を策定し、小規模事業者の防災・減災のための取組を支援していくこととなっておりますので、貴市においても「事業継続力強化支援計画」の策定について、積極的な取組をお願いいたします。（B）</p>			
7月27日	<p>10 事業の円滑化ときめ細かな財政支援について</p> <p>(1) 国庫補助申請スケジュールの見直しについて</p>	<p>公立学校施設整備国庫負担金に係るスケジュールは、事業実施年度の前年度に建築計画を提出、事業実施年度の4月から5月頃に事業認定申請書を、7月頃に交付申請書を提出し、8月頃に交付決定があります。</p> <p>しかしながら、交付内示や指令前着工を承認する仕組みが確保されていないため、市町村では交付決定以降に、入札の執行と、契約議決の手続きを行うこととなります。</p> <p>そのようなことから、一度の入札で落札にならず、万が一、入札不調等の事態が生じた場合は、以降の事業スケジュールに大きく影響を及ぼすこととなります。</p> <p>また、学校等施設整備の多くは大規模な工事であるため、工事期間が長期にわたることや、働き方改革に伴う建</p>	<p>学校施設の多くは、児童生徒数の急増期に整備されており、老朽化が進む中で改築・改修の時期を迎え、施設整備の需要が増大しています。地域の実情等を踏まえつつ、安全を確保し、質の高い教育活動を支えられるよう、必要な財源の確保は引き続き重要な課題となっています。</p> <p>このような状況を踏まえ、令和4年度公立学校施設整備に関する予算について、全国施設主管課長協議会及び全国公立学校施設整備期成会を通じて、国に対し要望しているところであり、今後とも全国の都道府県と連携し国に要望するなど、様々な機会を捉えて働きかけを行ってまいります。（B）</p>	県南広域振興局	県南教育事務所	B : 1

		<p>設事業者の休業日確保等の影響から、事業全体のスケジュールが非常に逼迫する状況となっております。</p> <p>については、事業の円滑な実施に資するため、国庫補助申請スケジュールの前倒しについて国に対し働きかけるよう要望します。</p>				
7月27日	(2) 交通指導員設置事業補助金の増額について	<p>当市では現在85人の交通指導員を設置しており、定例の街頭指導、季節運動、交通安全教室、その他市や警察署から要請があった際に、交通安全の保持のために必要な指導及び交通安全思想の普及に係る活動を行っています。</p> <p>交通指導員に対しては、その活動の実績に応じて市から報酬を支払っており、市財政にとっては大きな負担となっているところです。</p> <p>県においては、交通指導員設置事業補助金により、市町村が交通指導員を設置する場合に要する経費に対し補助をしておりますが、その補助金額は年々減少傾向にあり、交通指導員の維持に係る市の財政負担は増大しています。</p> <p>については、市の財政負担軽減と交通指導員の活動の活性化を図るため、次の事項について要望します。</p> <p>記</p> <p>① 交通指導員設置事業補助金について、市町村からの要望額に応えられるよう必要な予算額を確保すること</p>	<p>交通指導員は、現在、県内の全市町村に設置され、地域における日々の地道な見守りや呼びかけなど、官民一体となった交通安全対策において重要な役割を担っていただいています。</p> <p>県では、その活動の重要性を踏まえ、交通指導員の設置に係る経費の一部を補助するなど、その活動を支援しているところです。</p> <p>各地域における交通安全の取組は、交通指導員を中心としつつ、老人クラブやPTAなどのボランティアも地域の見守り活動を行うなど、多様化している状況であることから、今後の補助金のあり方等について、市町村と丁寧な意見を交換しながら検討していきます。(B)</p>	県南広域振興局	経営企画部	B : 1

		② 交通指導員設置事業補助金の対象経費のうち、交通指導員1人あたりの勤務日数について、1年度あたり90日の限度を撤廃し、活動実績に見合った補助事業とすること				
7月27日	(3) 浄化槽設置整備事業費補助金の拡充について	<p>当市では、一関市汚水処理計画に基づき、各種補助制度を設け、合併処理浄化槽による汚水処理を推進しております。</p> <p>しかしながら、人口減少や少子高齢化、経済的な理由などから、近年においては、合併処理浄化槽の設置があまり進まない状況となっておりまして。</p> <p>全国でも未だに約1千万人の生活排水が未処理となっている現状を踏まえ、今般、国では、令和3年12月20日付けでくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換に伴う便槽撤去及び宅内配管工事への支援制度が拡充されました。</p> <p>合併処理浄化槽の設置促進に大きな効果が期待されますが、その費用負担は、国が3分の1、市が3分の2となっており、市の財政的負担が課題となっております。</p> <p>また、「いわて汚水処理ビジョン」においては、下水道等の未整備地区の整備手法として「浄化槽の普及促進が鍵を握っている」とされており、国、県、市町村で足並みをそろえた支援が必要と考えます。</p>	<p>県では、従来から浄化槽本体の設置に対して一部補助を行い、市町村の取組を支援しているところです。</p> <p>今後、市町村に対して、拡充された国の支援制度の活用に係る意向を把握しながら、県の補助制度の在り方について検討していきます。</p> <p>引き続き、持続可能な汚水処理を実現するため、必要な予算の確保を図っていきます。(B)</p>	県南広域振興局	土木部	B : 1

		<p>については、既存の合併処理浄化槽設置に対する県の補助制度と同様、浄化槽設置整備事業費に対する補助制度の拡充を要望します。</p>				
7月27日	(4) 女性活躍のための消防庁舎施設整備に係る財政支援について	<p>平成27年7月の消防庁次長通知において、消防サービスの向上、消防組織の活性化のためには女性消防吏員の活躍を大きく進める必要があります、女性消防吏員の計画的な増員と確保を図るよう示されております。また、消防吏員全体に占める女性消防吏員の全国の比率を、令和8年度までに5%に引き上げることを共通目標としているところであります。</p> <p>当市では、平成25年度から令和4年度までに7人の女性消防吏員を採用し、令和8年度の目標達成に向けて、あと3人程度の採用となっておりますが、今後、消防庁舎施設に女性専用の施設整備が必要となり、整備に係る費用の確保が課題となっております。</p> <p>国においては、当該施設の整備に係る財源として、特別交付税を措置するとしていますが、その措置率は0.5であり、市の負担が大きくなっています。</p> <p>については、当該施設の整備について、県による追加的な財政支援を要望します。</p>	<p>国では、「消防本部における女性職員の更なる活躍に向けた検討会」の結果等を踏まえ、女性消防吏員の活躍推進に係る取組を進めているほか、女性が消防署で勤務する上で標準的に必要となる施設整備〔浴室・脱衣所、トイレ、仮眠室、更衣室、洗面室、その他（浴室トイレユニット等）〕については、特別交付税のほか公共施設等適正管理推進事業債を措置しているところであります。</p> <p>一方で、地方交付税措置額における消防費が前年度から減額されていることから、市町村が消防行政に必要な予算を十分確保できるよう、都道府県消防防災・危機管理部局長会等の場を活用して、国へ要望してまいります。</p> <p>(B)</p>	県南広域振興局	総務部	B : 1
7月27日	(5) 防災行政無線屋外広報マストの	<p>当市では、広大な市域に対して一斉に情報を伝達できるよう、防災行政無線屋外広報マストを必要とする箇所を</p>	<p>県では、市町村防災行政無線について、災害情報を住民に対して迅速に伝達する手段として重要であると認識し</p>	県南広域振興局	総務部	B : 1

	<p>増設に向けての支援について</p>	<p>選定し、これまで375基を整備したところであります。</p> <p>屋外広報マストは、県内外からの観光客、買い物客や農業者など屋外にいる人に対し災害等の緊急情報をいち早く知らせるものでありますが、その整備には多額の事業費を要することから、早急な整備が困難な状況にあります。</p> <p>については、防災情報の伝達に要する屋外広報マストの整備に対し、財政支援制度を創設することについて国に対し働きかけるよう要望します。</p>	<p>ており、市町村における防災行政無線の整備に向け、国の財政支援策である緊急防災・減災事業債の活用などの周知、助言等を行っているところです。</p> <p>また、これまでも北海道東北地方知事会を通じて、国に対し、防災行政無線施設の整備等に係る全面的な支援及び財政措置を講じるよう要望しているところであり、今後も要望を行っていきます。（B）</p>			
--	----------------------	--	--	--	--	--